

# 都市計画道路の見直し素案について

滑川市には、長期間にわたり整備未着手となっている都市計画道路があります。それらの多くは、都市の拡大を前提に計画されました。

しかし、少子高齢化の進展に伴う人口減少傾向や厳しい経済状況の変化等、社会情勢の変化を踏まえ、このような道路について、その必要性や事業の実現性を再度検討し、計画の継続・変更・廃止などの見直しを始めました。

今回、見直し素案ができましたので、お知らせします。

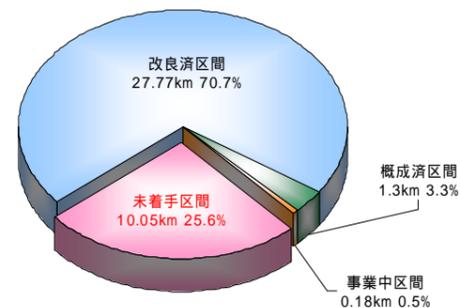
## - 1 - 都市計画道路の現況

都市計画道路は、将来の都市像を誘導し、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するために整備される都市施設のひとつです。

この道路の整備を効率的に進めるため、都市計画道路区域内での建築行為等土地利用には一定の制限が課せられています。

滑川市内の都市計画道路は、そのほとんどが昭和46年に都市計画決定されており、未だに事業化されていない未着手路線が11路線（内市道6路線で延長約3km、県道5路線で延長約6km）あり、全体の約1/4が長期未着手路線となっています。

滑川市における都市計画道路の整備状況



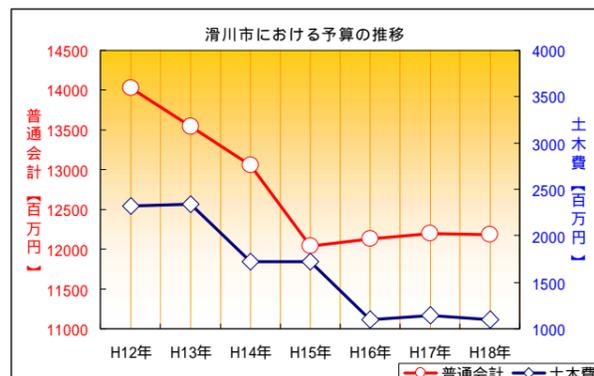
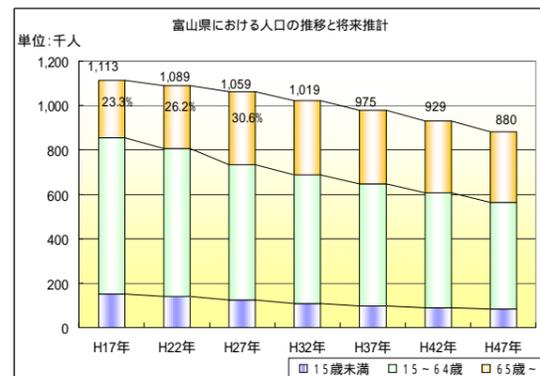
## - 2 - 都市計画道路見直しの背景と目的

都市計画道路は、都市への人口集中と都市の拡大を前提に計画されてきました。また、将来人口も増加現象の持続を前提に予測してきました。

しかし、近年、人口減少や少子高齢化の進展、また、経済の低迷に起因する自治体の厳しい財政事情から、公共事業予算は減少傾向にあります。

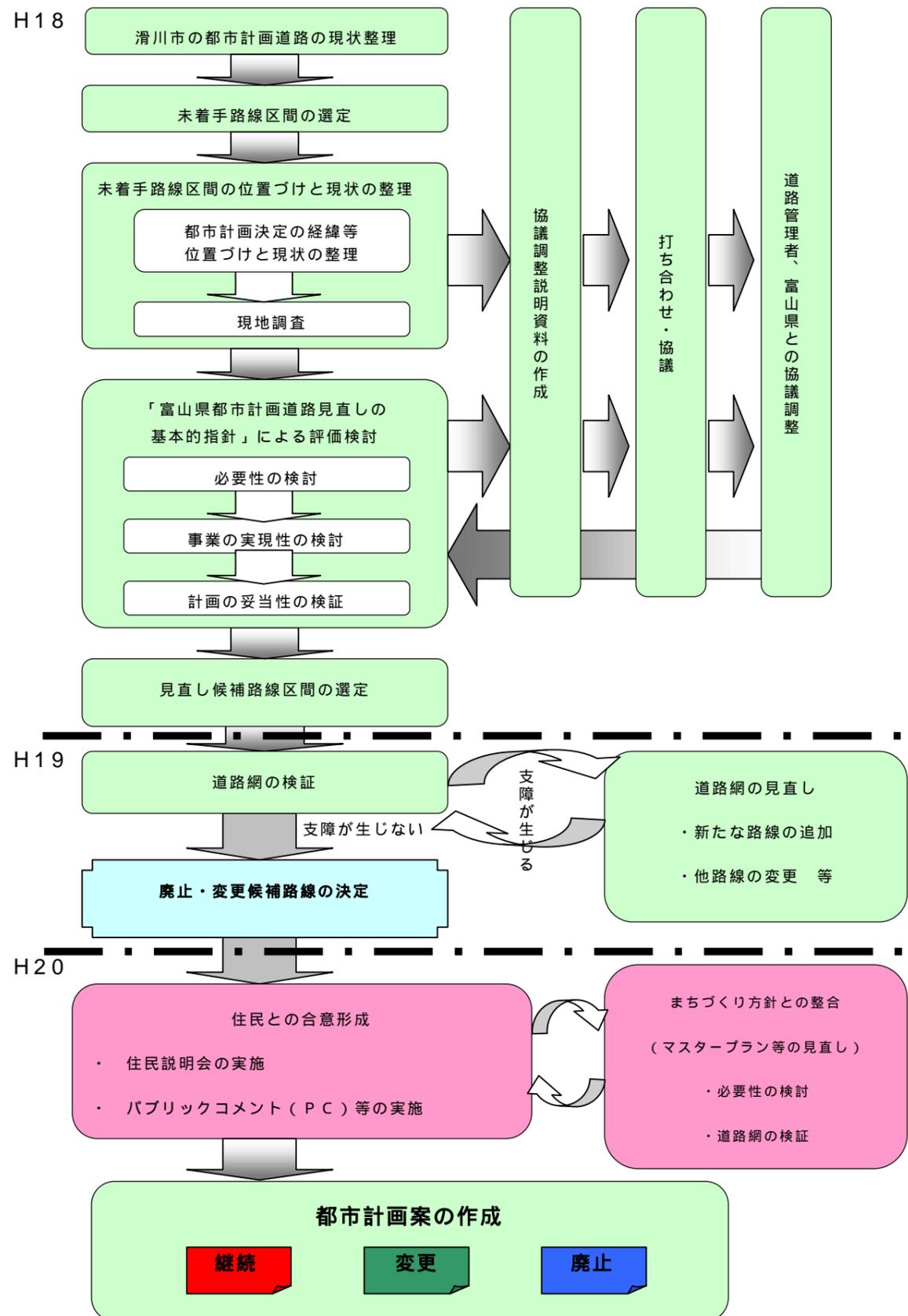
さらに、歴史的建造物や古い街並みを保存するまちづくりや高齢化に伴う地域の豊かなコミュニティを守るまちづくりが求められるようになりました。

このような社会環境の変化を踏まえ、都市計画道路の見直しが求められています。

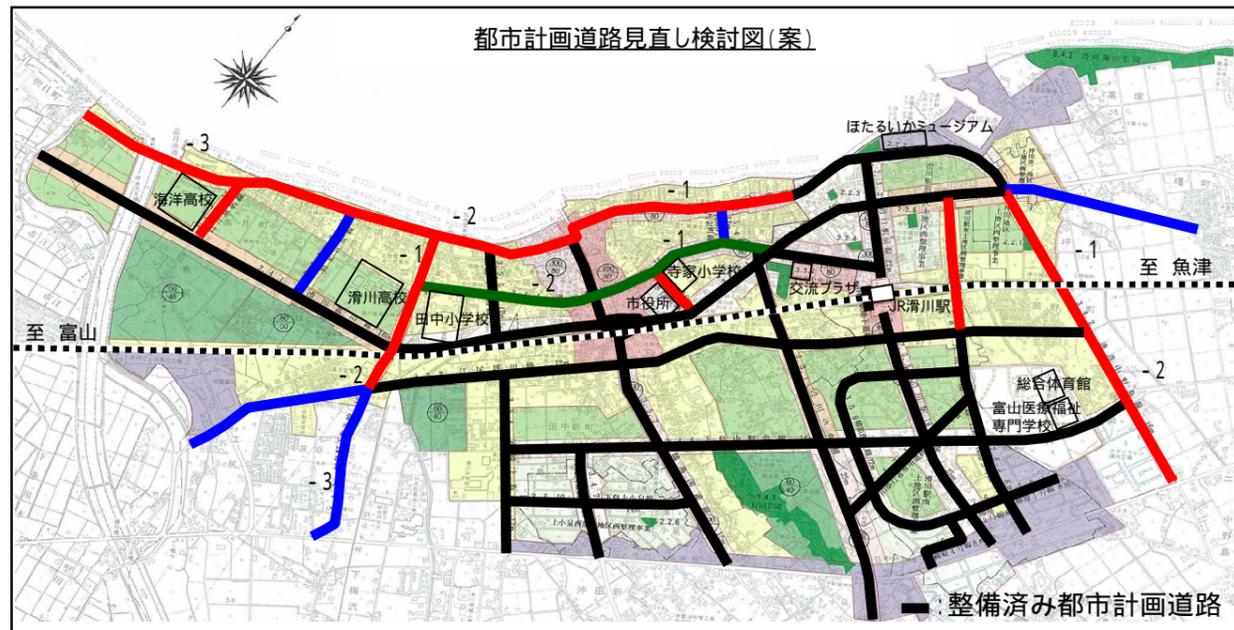


## - 3 - 都市計画道路見直しの考え方

平成17年度策定された「富山県都市計画道路見直しの基本的指針」に基づき、平成18年度より11路線17区間の見直し検討を行いました。



## - 4 - 都市計画道路見直し素案



### 廃止を検討する路線

番号	路線名	対象区間	延長(m)	計画幅員(m)	現道幅員(m)	計画決定年
	滑川富山線	高塚～坪川	7 2 0	14	0～14	昭和46年
- 3	加島町下梅沢線	菰原～下梅沢	6 9 0	16	11	昭和46年
	江尻坪川線	菰原～江尻	7 5 0	12	12	昭和59年
	神明町吾妻町線	神明町～吾妻町	1 3 0	12	8	昭和46年
	領家江尻線	領家町～領家町	4 1 0	8	3～4	昭和46年

### 変更を検討する路線

番号	路線名	対象区間	延長(m)	計画幅員(m)	現道幅員(m)	計画決定年
- 1	滑川駅加島町線	吾妻町～神家町	7 3 0	9	4～9	昭和46年
- 2	滑川駅加島町線	神家町～加島町	7 0 0	9	4～9	昭和46年

### 継続を検討する路線

番号	路線名	対象区間	延長(m)	計画幅員(m)	現道幅員(m)	計画決定年
- 1	漁港中野島線	中野島～中野島	6 6 0	16	8	昭和46年
- 2	漁港中野島線	中野島～坪川	7 2 0	16	3～10	昭和46年
- 1	加島町下梅沢線	加島町～加島町	2 2 0	12	4～5	昭和46年
- 2	加島町下梅沢線	加島町～加島町	4 7 0	16	8	昭和46年
	市役所線	寺家町～寺家町	2 2 0	16	10	昭和46年
- 1	滑川海岸線	常盤町～橋場	1,3 1 0	16～12	5～9	昭和46年
- 2	滑川海岸線	橋場～高月町	1,3 0 0	12	4～9	昭和46年
- 3	滑川海岸線	高月町～高月町	6 8 0	12	6～8	昭和46年
	高月魚躬線	高月町～魚躬	2 8 0	12	9～12	昭和46年
	坪川新柳原線	辰野～中川原	5 6 5	12	10	昭和59年

## - 5 - 都市計画道路見直しの流れ

(見直しは、地域の皆さんと一緒に考えて行きます。)

見直し素案について、住民説明会をはじめ、市民の方々から意見を募集し、都市計画道路見直しの方向性を決定していきます。

その後、都市計画法に基づき、都市計画決定の手続きを行います。

### 【都市計画道路見直しの流れ】

見直し対象路線が計画されている地域の代表の方々を対象に、都市計画道路見直しの概要について、事前説明会を開催し、このたび見直し素案を策定・公表しました。

今後は、

住民説明会を開催します。

路線毎に見直し素案について、関係町内会において説明会を開催します。

パブリックコメント(意見募集)を実施します。

提出方法 郵便、ファクシミリ、電子メール、書面による直接提出

提出先 建設部まちづくり課

その他 意見を提出される方は、必ず住所・氏名等を記載してください。

公表案や意見記入用紙は、募集期間内にまちづくり課や情報公開窓口、各地区公民館で閲覧・配布します。

また、滑川市のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.namerikawa.toyama.jp/public/index.html>

